

山梨県と東京薬科大学との包括連携協定締結式

日時 令和6年3月13日（水）15:00～

場所 特別会議室

次 第

1 開式

2 協定書署名

山梨県知事

長崎 幸太郎

東京薬科大学学長

三巻 祥浩

3 写真撮影

4 長崎知事あいさつ

5 三巻学長あいさつ

6 共同記者会見

7 閉式

山梨県と東京薬科大学との包括連携協定書

山梨県（以下「甲」という。）と東京薬科大学（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力に関して、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力を努め、人的・知的資源の交流及び活用を図ることで、地域に貢献できる薬剤師等の人材を育成するとともに、地域の活性化、地域課題の解決とそれに資する教育・研究等、相互の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携・協力する。

- （1）山梨県内における薬剤師の確保に関する事
- （2）薬剤師の生涯学習に関する事
- （3）理系人材の育成に関する事
- （4）薬学・生命科学領域における調査・研究に関する事
- （5）産業振興に関する事
- （6）災害時における支援に関する事
- （7）その他、甲と乙が協議して必要と認める事項

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報のうち、秘密である旨の指定を受けたものについて守秘し、これを第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合はこの限りではない。

なお、本条項に定める義務は、期間満了後も存続するものとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定書の締結から令和7年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合、本協定は期間満了の翌日から起算して更に1か年更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が誠意を持って協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月13日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事

乙 東京都八王子市堀之内1-4-3番地1
東京薬科大学
学長



山梨県

YAMANASHI



東京薬科大学

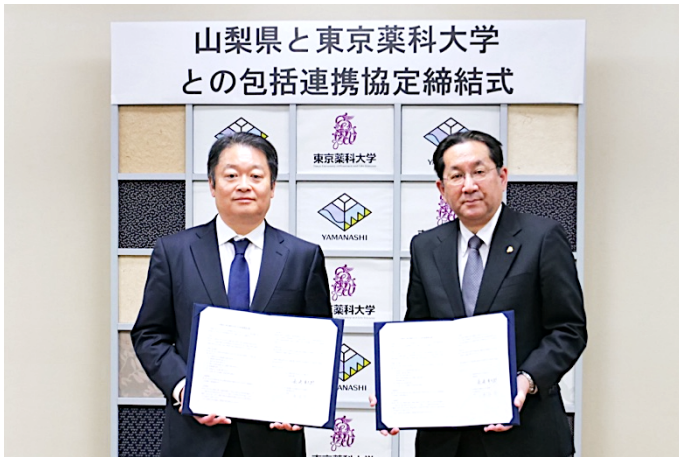
報道機関各位

2024年3月15日

山梨県×東京薬科大学

地域に貢献できる薬剤師等の人材育成に向け包括連携協定を締結
～地域の活性化、地域課題の解決とそれに資する教育・研究等、相互の発展に向け連携強化～

山梨県(知事:長崎幸太郎 所在地:山梨県甲府市)と東京薬科大学(学長:三巻祥浩 所在地:東京都八王子市)は相互に連携協力に努め、人的・知的資源の交流及び活用を図ることで「地域に貢献できる薬剤師等の人材を育成する」とともに、地域の活性化、地域課題の解決とそれに資する教育・研究等、相互の発展に寄与することを目的として2024年3月13日付で包括連携協定を締結しました。



(左:長崎幸太郎知事、右:三巻祥浩学長)



(山梨県ならびに東京薬科大学出席者一同)

両機関は共同で、山梨県における質の高い薬剤師の確保を進めるとともに、薬剤師が生涯にわたって職能を研鑽する学習機会の提供、感染症予防対策、健康・医療等に関する調査・研究を行うことで、健康と福祉の分野で連携してまいります。また、薬学部と生命科学部を併設し、より高度な理系専門教育を行う大学としての特性を活かし、山梨県内の中・高校生を対象とした理系人材の育成に取り組み教育分野での人材育成を進めます。さらに、地域の産業と健康領域を融合させた健康食品や環境分野をはじめとした産業振興、大規模災害発生時における被災者の健康確保の支援など、地域課題の解決に取り組みます。

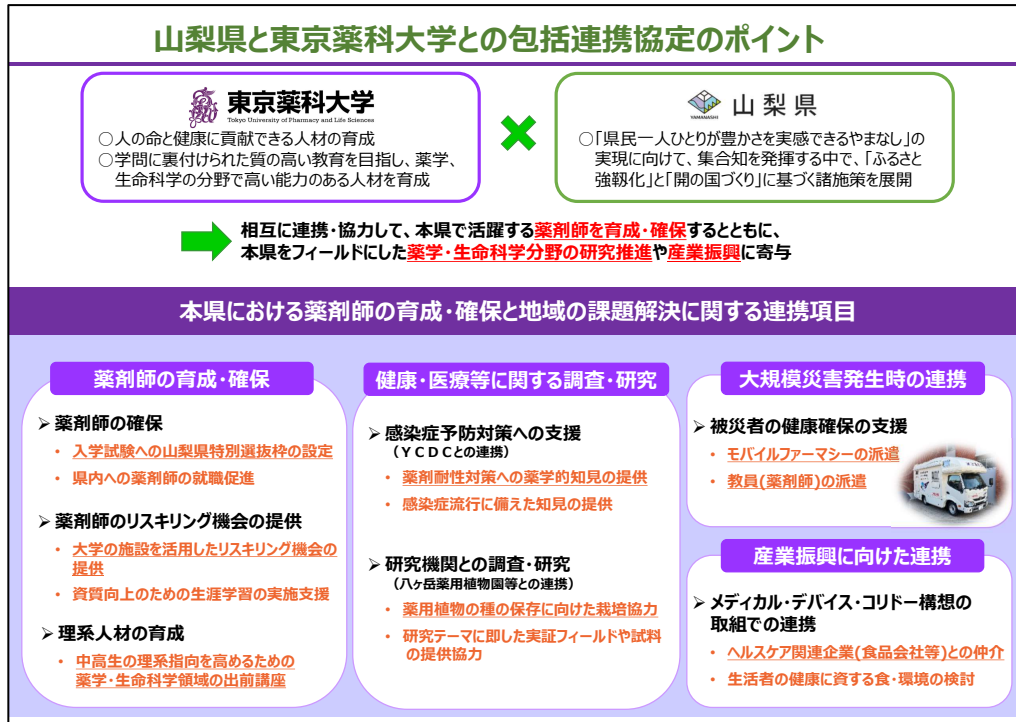
【主な連携・協力事項】

- (1) 山梨県内における薬剤師の確保に関すること
- (2) 薬剤師の生涯学習に関すること
- (3) 理系人材の育成に関すること
- (4) 薬学・生命科学領域における調査・研究に関すること
- (5) 産業振興に関すること
- (6) 災害時における支援に関すること



【連携協定締結の背景】

山梨県には薬学部を持つ大学が存在せず、かつ圏域ごとの薬剤師の偏在が課題となっていることから、山梨県に近く山梨県出身の在学生も多い東京薬科大学と、薬剤師の育成・確保に向けて検討をしてきました。感染症予防対策への支援や、災害発生時における被災者の健康確保の支援など、山梨県民の安全確保につながる取り組みや山梨県の産業振興につながる取り組みについても検討され、連携項目に盛り込むことで包括連携協定締結の合意に至りました。



【機関概要】

東京薬科大学は、「ヒューマニズムの精神に基づいて、視野の広い、心豊かな人材を育成し、薬学並びに生命科学の領域にて、人類の福祉と世界の平和に貢献する」ことを理念とし、教育・研究に取り組んでいます。1880年(明治13年)に前身となる東京薬舗学校を設立し、私立薬科大学としては、創立143年の日本で最も長い歴史と伝統を誇るとともに、全国最大規模の薬学生(学部入学定員420名)を教育しています。明治の時代よりこれまでに43,000名を超える卒業生を世に送り出し、医療や創薬等の様々な分野で活躍する優秀な人材を輩出してきました。特に、薬剤師教育が6年制となり、臨床実践能力と研究能力を備えた薬剤師を養成することを薬学部の目標として掲げています。1994年(平成6年)には日本で最初の生命科学部を開設し、現在、2学部2大学院研究科を擁して活発に教育・研究活動を展開しています。

■お問い合わせ

山梨県知事政策局政策企画グループ

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 TEL: 055-223-1553

学校法人 東京薬科大学 広報課

〒192-0392 東京都八王子市堀之内1432-1 TEL: 042-676-6711

E-Mail: kouhouka@toyaku.ac.jp